

秋田県で 新規就農を目指す皆さんへ 就農準備資金の活用を!



就農前に研修を受ける方は



就農準備資金(最長2年)

必要な資金の
交付を
受けられます。

(これは令和7年度新規就農者育成総合対策実施要綱によるものです。)

詳細については

AAPC 公益社団法人 **秋田県農業公社**

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 TEL 018-893-6212 FAX 018-895-7210

URL https://akita-agri.or.jp/nogyoshinko/try_agriculture/study/fund#about

担い手育成課へご相談ください。

就農準備資金

県が認める研修機関等で、就農に向けた研修^(※)を行う方に対して資金を交付します。

予算の都合上、希望しても交付できない場合があります。また、資金の交付を受けた方は研修中及び研修後6年間、状況報告等を行っていただく必要があります。

(※) 県が認める研修機関以外の道府県農業大学校での履修も研修とみなします。

1 交付金額

年間最大150万円、最長2年間(1か月に満たない期間は切捨て)

2 主な対象者要件

資金の交付を希望する方は、次に掲げる要件等を満たす必要があります。

- ① 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であること
- ② 県が認めた研修機関(裏面参照)で概ね1年以上(1年につき1,200時間以上)研修すること
- ③ 研修終了後1年以内に以下のいずれかの形態で就農すること
 - ㊦ 独立・自営就農
 - ㊧ 雇用就農
 - ㊨ 親元就農
- ④ 常勤(週35時間以上)の雇用契約を締結していないこと
- ⑤ 生活保護、雇用保険制度(失業手当)など生活費の確保を目的とした国の事業による給付を受けていないこと
- ⑥ 前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること
- ⑦ 交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの初級コースなどを受講・修了すること

3 主な就農要件

研修終了後は、1年以内に就農する必要があります。形態ごとの就農要件等は次のとおりです。

㊦ 独立・自営就農	㊧ 雇用就農	㊨ 親元就農
<p>【非農家出身者の場合】 新たに農業経営を開始する</p> <p>【農家出身者の場合】 (1) 親(三親等以内の親族を含む。)の農業経営を継承せずに新たな部門を開始する (2) 親(三親等以内の親族を含む。)の農業経営を継承(全体、一部)する</p>	<p>農業法人等で常勤する</p>	<p>三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する</p>
就 農 等 の 要 件		
<p>① 農地の所有権又は利用権を有していること 農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条に基づく公告があったもの、同令和4年改正附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。</p> <p>② 主要な機械・施設を自ら所有し、又は借りていること</p> <p>③ 生産物や生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること</p> <p>④ 経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること</p> <p>⑤ 自らが中心となって農業経営を行うこと</p> <p>※ 就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けること</p>	<p>次のいずれかを満たすこと</p> <p>イ) 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること</p> <p>ロ) 通算5年以上の有期雇用契約を締結すること</p> <p>ただし、独立・自営就農することを前提とする場合は、次のいずれかを満たすこと</p> <p>ハ) 就農後5年以内に独立・自営就農すること</p> <p>ニ) 就農後5年以内に法人の共同経営者となること</p>	<p>① 就農に当たって家族経営協定などにより、親族の経営する農業経営体において農業に専従することや専従者給与が支払われることなどの責任や役割を明確にすること</p> <p>② 就農後5年以内に次のいずれか果たすことを確約すること</p> <p>i 当該経営体の全体を継承すること</p> <p>ii 当該経営体が法人の場合は(共同)経営者になること</p> <p>iii 当該経営体とは別に新たな部門^(※)を開始すること</p> <p>※1 左記の①～⑤までの就農要件を満たすこと</p> <p>※2 自らの経営開始後5年以内に農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受けること</p>

次のいずれかに該当した場合は、資金を返還しなければなりません。

- ア 適切な研修を行っていない場合
- イ 研修終了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合
- ウ 親元就農した者が、確約書で確約したこと(※)を実施しなかった場合
(※)左表③主な就農要件②の①・②参照
- エ 独立・自営就農者が、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- オ 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合又はその間の農業従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満の場合
- カ 次の報告を定められた期間内に行わなかった場合
 - ・ 就農報告：就農後1か月以内
 - ・ 就農状況報告：就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、毎年7月末及び1月末まで
 - ・ 住所等変更報告：変更後1か月以内

資金の交付を受ける上での留意点について

確定申告について

交付対象者の資金は、「雑所得」となるので所得税の確定申告が必要です。

研修終了後の報告について

1 就農報告

研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農届を提出すること。

【留意点】

ア 独立・自営就農

(ア) 就農日について

・「就農要件」の①～④がすべて揃った日が就農日となる。

(イ) 添付書類について

・「添付書類」はそれぞれ1種類以上のコピーを添付する(本人の氏名、年月日が確認できるもの)。

・通帳は氏名、開設日、取引がわかる面をコピーする。

就農要件	添付書類
①農地の所有権又は利用権を有す	農地基本台帳、農地法の許可を受けた契約書、登記など
②農業機械・施設を所有又は貸借	売買・貸借の契約書、購入の領収書など
③生産物、生産資材を本人名義で出荷・取引	資材購入の領収書(納品書・請求書)、農産物の出荷伝票
④本人名義で経営収支を通帳、帳簿で管理	営農口座の通帳

イ 親元就農 親元就農時と、当該経営の継承等(※)をしたときの2回報告する(2回目は上記(イ)に記載した書類が必要) (※)左表③主な就農要件②の②i～iiiを果たしたとき

2 就農状況報告

研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告を提出すること

・毎年7月及び1月に作業日誌などの添付書類を添えて農業公社あて郵送すること

・経営開始資金(裏面参照)の交付を受けている場合は、農業公社と市町村の両方に提出すること

3 住所等変更報告

交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届を提出すること

対象となる主な研修

(秋田県が認めた研修機関等で行われる研修の一例)

秋田アグリフロンティア育成研修

●概要

就農前に、県の農業／果樹／畜産の試験場又は先進農家のもとで、稲作・野菜・花き・果樹・畜産などの経営や生産技術の習得を目指す研修です。

●期間

2年間

●受講料

無料

●対象者

- ・新たに農業を始めようとする方またはすでに農業を営む方で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修終了後の県内就農が確実と見込まれる方
- ・就農予定時の年齢が、原則50歳未満の方

▲お問い合わせは秋田県農業研修センターへ

地域で学べ! 農業技術研修

●概要

就農前に、市町村等で農業研修施設で農業の知識と技術の習得を目指す研修です。

●期間

6か月～2年間

●受講料

無料

●対象者

- ・新たに農業を始めようとする方またはすでに農業を営む方で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修終了後の県内就農が確実と見込まれる方
- ・就農予定時の年齢が、原則50歳未満の方

▼お問い合わせは就農したい市町村へ

※秋田県が認めた研修機関等

秋田県農業試験場、秋田県畜産試験場、
秋田県果樹試験場(本場、天王分場、かづの果樹センター)、
能代市農業技術センター、秋田市園芸振興センター、
大仙市東部(西部)新規就農者研修施設、
横手市園芸振興拠点センター、JA秋田しんせい研修施設

経営開始資金(国)

【交付額】年間最大150万円×最長3年間

経営をはじめて間もない時期の、経営確立を支援する資金を交付します。

■交付対象者:独立・自営就農時に50歳未満の方

■お問い合わせ:就農先の市町村農業主務課